

●特定入所者介護（予防）サービス費

所得の低い方が介護保険施設または短期入所施設に入所した場合に、所得に応じて食費・居住費（滞在費）の負担が軽減されます。

基準費用額との差は「特定入所者サービス費」として介護保険から給付されます。

<利用者負担段階>

令和7年8月より、所得区分の一部が見直されます。

【令和7年7月まで】

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が市民税非課税であり預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計 2,000 万円以下、配偶者がいない方は 1,000 万円以下の方
第2段階	次のいずれも満たす方 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員および配偶者が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計 1,650 万円以下、配偶者がいない方は 650 万円以下の方
第3段階①	次のいずれも満たす方 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員および配偶者が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方 預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計 1,550 万円以下、配偶者がいない方は 550 万円以下の方
第3段階②	次のいずれも満たす方 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員および配偶者が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方 預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計 1,500 万円以下、配偶者がいない方は 500 万円以下の方



【令和7年8月から】※変更は下線部

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が市民税非課税であり預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計 2,000 万円以下、配偶者がいない方は 1,000 万円以下の方
第2段階	次のいずれも満たす方 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員および配偶者が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が<u>80.9万円</u>以下の方 預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計 1,650 万円以下、配偶者がいない方は 650 万円以下の方
第3段階①	次のいずれも満たす方 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員および配偶者が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が<u>80.9万円</u>を超え、120万円以下の方 預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計 1,550 万円以下、配偶者がいない方は 550 万円以下の方
第3段階②	次のいずれも満たす方 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員および配偶者が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方 預貯金等の合計額が、配偶者がいる方は合計 1,500 万円以下、配偶者がいない方は 500 万円以下の方

※ 利用者負担段階の判定に用いる収入には、非課税年金収入（遺族年金や障害年金）も含めて判定します。

また、合計所得金額から長期および短期の譲渡所得の特別控除額を控除した金額で判定します。

※ 第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の預貯金等の上限額は、1,000万円（夫婦は2,000万円）以下となります。

第4段階 (上記以外 の方)	本人	課税世帯の方または預貯金等の合計額が上記金額を超える方
	本人	第1～3段階の方
	配偶者	課税、または夫婦の預貯金等の合計額が上記金額を超える方

裏面に続きます

<一日当たりの負担限度額および基準費用額>

利用者負担 段階	食費の負担限度額 (日額)		居住費(滞在費)の負担限度額(日額)					
	施設 入所者	ショート ステイ 利用者	ユニット 型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・ 医療院等)	多床室 (特養等)	多床室 (老健・ 医療院等)
第1段階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円	0円
第2段階	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円	430円
第3段階①	650円	1,000円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円
第3段階②	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円
基準費用額	1,445円	1,445円	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円 (697円)

- ※ 第4段階(負担限度対象外)の方の食費・居住費(滞在費)は、施設との契約により設定されます。
- ※ 基準費用額は、施設における平均的な費用の額等を勘案して厚生労働省が定める額です。
- ※ 令和7年8月より、介護老人保健施設および介護医療院の一部の多床室において、室料が徴収される場合は、()内の基準費用額となります。

<負担限度額の適用を受けるには>

函館市に申請書類等を提出し、「介護保険負担限度額認定証」の発行を受けてください。
(認定証は書類審査後、後日郵送します。)

【申請に必要なもの】

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 預貯金等がわかるもの(本人および配偶者名義のものについて添付してください。)

対象となる預貯金等	必要な添付書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(直近まで記帳し、最低でも2ヶ月前までの分) ※年金振込先の通帳だけではなく、全ての通帳の写しが必要です。 ①金融機関・支店名・口座番号・口座名義人のわかるページ ②申請時の2か月前から申請時までの記帳内容がわかるページ
有価証券、投資信託等	証券会社、銀行、信託銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金、銀(積立購入を含む)等の貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可) ※購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの
現金	金額を申請書に記入(自己申告)
負債(借入金・住宅ローン等)	借用証書等の写し

- ※ 添付書類については、別添の「添付書類のご用意にあたってのお願い」も併せてご確認願います。
- ※ 生活保護受給者・境界層該当者は「預貯金等がわかるもの」の添付は不要です。
- ※ 直近で生活保護の開始・廃止があった場合等、介護保険課で状況が確認できない場合は、添付書類(生活保護受給証明書や保護決定通知書の写しなど)が必要になります。